

奈良県市町村税納税コールセンター運営実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、奈良県市町村税納税コールセンター運営実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事業)

第2条 実行委員会は、奈良県市町村税納税コールセンターの実施に必要な準備及び運営等に関する事業を行う。

(組織)

第3条 実行委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。また、設立以降の実行委員会への加入等は、実行委員会へ諮り決定するものとする。

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 1名

2 委員長、副委員長及び監事は、委員のうちからそれぞれ別表1に掲げる者をもって充てる。

(役員職務)

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(オブザーバー)

第6条 実行委員会に、オブザーバーを置く。これは別表2に掲げる者とする。

- 2 オブザーバーは、実行委員会の運営について意見を述べることができる。

(会議)

第7条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長、副委員長、監事、委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

- 2 会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 3 会議は、委員等の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員の出席が困難な場合は、当該委員があらかじめ指定した者を出席させることができる。
- 4 会議へ付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 実行委員会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 実行委員会の事業報告及び決算に関すること。
 - (3) その他重要な事項に関すること。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 議長は、運営に関する事項について、意見を聴く必要があると認めるときは、オブザーバーの出席を求めることができる。
- 7 議長は、審議事項に関して意見又は説明を聴く必要があると認めるときは、関係するものの出席を求めることができる。
- 8 会議の開催が困難な場合には、書面・電子メール等により賛否を求め、議決とすることができる。

(経費)

第8条 実行委員会の会計は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を処理するため、奈良県地域振興部市町村振興課に事務局を置く。

- 2 事務局は、処理する事務の一部を、必要に応じて委員へ依頼することができる。

(解散)

第10条 実行委員会は、第2条の事業が完了したときは、会議の議決を経て解散する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年6月15日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

構 成		職
委 員	委 員 長	奈良県地域振興部市町村振興課長
	副委員長	大和高田市財務部収納対策室 課長
	監 事	三郷町総務部税務課長
		五條市総務部税務課長
		葛城市総務部収納促進課長
		宇陀市企画財政部徴収対策課長
		斑鳩町総務部税務課長
	上牧町総務部徴収課長	

別表2（第6条関係）

香芝市総務部納税促進課長
